

貯金商品概要説明書 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)		(改 正 前)	
商品概要説明書		商品概要説明書	
J A教育資金贈与専用口座		J A教育資金贈与専用口座	
(令和5年4月1日現在)		(令和3年4月1日現在)	
商 品 名	・ J A教育資金贈与専用口座 ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座（普通貯金）です。	商 品 名	・ J A教育資金贈与専用口座 ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座（普通貯金）です。
ご利用いただける方	・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人 ・ 贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。	ご利用いただける方	・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人 ・ 贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。
期 間 （1）取扱期間 （2）預入期間	・ 令和5年4月1日～令和8年3月31日 ・ 貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	期 間 （1）取扱期間 （2）預入期間	・ 令和3年4月1日～令和5年3月31日 ・ 貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
(以降省略)		(以降省略)	
以 上		以 上	